

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための 公開空地等の一時占用等の取扱いの延長について

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症の状況、特例通知による措置の活用状況等に鑑み、令和 4 年 3 月 11 日付け国道利第 35 号により、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」を改正し、令和 4 年 9 月 30 日まで占用の期間を延長することとしました。

これを受けて、令和 3 年 9 月 24 日付け 3 都市建企第 583 号により通知した「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための公開空地等の一時占用等の取扱い」について、別紙のとおり期間を令和 4 年 9 月 30 日まで延長します。

また、飲食店等の公開空地等の活用に当たっては、感染拡大防止ガイドラインの遵守とともに、今後の飲食店への営業時間の短縮要請等に基づきご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための

### 公開空地等の一時占用等の取扱い

#### 1 公開空地等の一時占用等

東京都総合設計許可要綱実施細目 第24の1

東京都マンション建替法容積率許可要綱実施細目 第20の1

##### (1) 行為、期間、面積について

ア 行為 新型コロナウイルス感染症の影響下において、飲食店等が飲食等の提供のために公開空地等で行う行為（オープンカフェ、テイクアウト販売、キッチンカー等）については、「(ウ) その他の公共公益に資する行為」として取扱う。なお、東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年東京都条例第30号）第39条に規定するまちづくり団体による行為又は同まちづくり団体登録要件を満たす者の行為は除く。

イ 期間 令和4年9月30日までとする。

ウ 面積 上記アに掲げる行為に必要な面積とする。ただし、建築基準法等の規定による建築物からの避難に必要な空地を確保するとともに、一般の歩行者が通行に必要な歩道状空地等に配慮した計画とする。

##### (2) (3) 一時占用申請、承認手続きについて

(1) アに掲げる行為については、所有者等又は管理責任者が別添「公開空地等の一時占用届」を提出すること。

#### 2 屋外広告物の表示等

東京都総合設計許可要綱実施細目 第25

東京都マンション建替法容積率許可要綱実施細目 第21

原則として、上記1(1)アに掲げる行為に必要な屋外広告物等については、実施細目の規定を適用しない。

年 月 日

東京都知事 殿

所有者等 住 所  
氏 名  
電 話 ( )

## 公開空地等の一時占用届

「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための公開空地等の一時占用等の取扱い」に基づき一時占用をしたいので、下記のとおり関係図書を添えて申請します。

記

建築物の名称		
敷地の地名地番		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
連絡先	住 所	
	氏 名	電話 ( )
公開空地等	占 用 理 由	
	占 用 期 間	(詳細は別添参照)
	占 用 面 積	
	占 用 部 分	(詳細は別添参照)
	公開空地等の面積	

一時占用届の提出にあたり、以下について留意します。

- (1) 今回の一時占用内容の実施に必要な各種届出や許認可、及び利害関係者への説明等については、速やかに実施するとともに、本行為に対する責任は届出者において負うものとします。
- (2) 出店等に伴い得られた収入は、公開空地等の清掃や、地域のにぎわい創出活動、新型コロナウイルス感染症対策費用等に充当します。
- (3) 歩行者導線・避難経路を確保できる配置計画とし、安全性を確保しています。